

信用保証付融資の利子を補助します。

富士宮市経済変動対策貸付資金利子補給制度 (中東情勢の変化による影響の場合)

1. 富士宮市経済変動対策貸付資金利子補給制度とは？

中東情勢の変化による影響を受けた事業者の資金繰りを支援するために、静岡県制度融資「経済変動対策貸付(中東情勢の変化による影響の場合)」を借り受けた市内事業者に対して、利子補給を行います。

2. 利子補給対象者

次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者

○令和8年5月1日から県が取り扱う期間(中東情勢の変化による影響の場合)までの間に経済変動対策貸付資金を借り受けた、又は同日までに静岡県信用保証協会に申し込んだ中小企業者であること。

※期間は延長される場合があります。

○市内において原則として1年以上継続して同一の事業を営んでいること。

○市税を完納していること。 ※借り受け後 30 日以内に富士宮市に事前提出書一式を提出してください。

3. 市の利子補給率

0.8%

4. 融資限度額(利子補給の算定対象となる融資額の上限)

2,000万円

5. 利子補給金額

利子補給対象者が償還した利子額に利子補給割合(※1)を乗じて得た金額

※1 利子補給割合は、利子補給率を融資実行時の融資利率で除して得た割合です。

※2 対象融資(静岡県制度融資「経済変動対策貸付(中東情勢の変化による影響の場合)」)の融資額が融資限度額を超える場合は、上記「5.利子補給金額」に、融資限度額を対象融資の融資額で除して得た割合を乗じて得た金額となります。

※3 同一事業者が複数の対象融資を利用する場合は、当該融資の融資実行日が一番早いものから起算して、融資額の合計額が融資限度額に達した時点から、融資限度額を適用する。

※4 ※3の場合、融資額の合計額が融資限度額に達した当該融資の利子補給額は、上記「5.利子補給額」に、利子補給の算定対象となる融資額を対象融資の融資額で除して得た割合を乗じて得た金額となります。

※5 返済遅延により加算された延滞利子は補給対象外となります。

6. 利子補給期間

静岡県の経済変動対策貸付資金(中東情勢変化による影響の場合)の借り受け後 3 年以内

7. 交付申請について

利子補給金の交付を受けようとする方は、融資実行時の利子を含む 12 回目、24 回目および 36 回目の支払日から 30 日以内に次の書類を提出してください。

※融資実行時の利子を含む 12 回目の支払日から 30 日を過ぎた場合や、借り換え後 30 日を過ぎた場合は、交付申請をしても利子補給の対象となりません。

利子補給金交付事務の流れ

1

借り受け後

30 日以内に以下の書類を富士宮市商工振興課へ提出してください。

- ・事前提出書 ・信用保証書又は信用保証決定のお知らせの写し
- ・金銭消費貸借書(融資契約書)の写し ・返済予定表の写し
- ・個人(法人)情報の取扱に関する同意書

2

1回目の利子補給金の申請

融資実行時の利子を含む 12 回目の支払日から 30 日以内に次の書類を提出してください。

- ・補助金交付申請書 ・所要額計算書 ・利子支払証明書(第2号様式)
- ・市税完納証明書 ・請求書 ・通帳の写し(口座番号と口座名義人が記載されているページ)

3

2回目、3回目の利子補給金の申請

融資実行時の利子を含む 24 回目、36 回目の支払日から 30 日以内に次の書類を提出してください。

- ・補助金交付申請書 ・所要額計算書 ・利子支払証明書(第2号様式)
- ・市税完納証明書 ・請求書 ・通帳の写し(口座番号と口座名義人が記載されているページ)

問い合わせ

富士宮市 商工振興課

知財戦略・商業係

TEL:0544-22-1295

MAIL:shoko@city.fujinomiya.lg.jp